

青森公立大学聴講生規程

平成21年4月1日
規程第110号

(趣旨)

第1条 この規程は、青森公立大学学則(平成21年規程第1号)第43条及び青森公立大学大学院学則(平成21年規程第3号)第45条の規定に基づき、聴講生について必要な事項を定めるものとする。

(入学許可)

第2条 学長は、青森公立大学(以下「本学」という。)の学生以外の者で、一又は複数の授業科目を履修しようとする者があるときは、本学の教育及び研究に支障のない限り、聴講生として入学を許可することができる。

(入学資格)

第3条 聴講生として入学できる者は、本学の学部への入学の場合は高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力を、本学の大学院への入学の場合は大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると学長が認める者とする。

(入学時期)

第4条 聴講生の入学の時期は、各学期の始めとする。

(聴講期間)

第5条 聴講生の聴講期間は、入学を許可された科目の開講期間とする。

(出願書類)

第6条 聴講生として入学しようとする者は、所定の書類により願い出なければならない。

(授業料)

第7条 聴講生として入学を許可された者は、所定の期日までに授業料を納付しなければならない。

(単位)

第8条 聴講生に対し、単位は付与しないものとする。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。